

平成 27 年度第 1 回高槻市景観審議会会議録

開催日時 平成 27 年 11 月 17 日（火） 午後 2 時～午後 3 時 30 分

開催場所 市役所本館 3 階 第 2 委員会室

出席状況 出席委員 9 名、欠席委員 3 名

傍聴者 0 名

案 件 諮問案件

高槻市屋外広告物条例施行規則の一部改正について

（新名神高速道路等の供用に係る表示方法の制限区域の追加）

報告案件

報告案件 1 行政不服審査法の全部改正に伴う屋外広告物不許可通知書等に係る教示文の改正について

報告案件 2 電気事業法の一部改正に伴う高槻市景観規則の改正について

報告案件 3 平成 27 年度の景観・屋外広告物行政について

報告案件 4 富田まちなみ環境整備事業について

会 長： それでは定刻になりましたので、ただ今より平成 27 年度第 1 回高槻市景観審議会を開催させていただきます。委員の皆様、ご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。まず、開会に先立ちまして、濱田市長よりご挨拶をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

市 長： 市長の濱田でございます。平成 27 年度第 1 回高槻市景観審議会の開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、公私、何かとご多忙の中、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、日ごろから本市の景観・屋外広告物行政の推進に向けて、貴重なご意見を賜り、あらためて感謝申し上げます。私は、本年 5 月より 2 期目を担わせていただくこととなり、マニフェストに掲げました「みらい・創生」を合言葉に、未来に輝く高槻の魅力向上のため、引き続き、本審議会のご意見も賜りながら、積極的な景観施策に取り組んでまいりますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

さて、本日の審議会において、ご審議をお願いします諮問案件は、「高槻市屋外広告物条例施行規則の一部改正について」でございます。現在、本市の長年の悲願であった新名神高速道路 高槻・神戸間の整備が、平成 29 年春の供用開始に向けて進められております。また、本市としましても、最重要施策の一つとして、高速道路の供用開始にあわせた関連道路の整備等に取り組んでいるところでございます。本日の案件は、これら新名神高速道路や関連道路の供用にあわせて、沿道の良い景観を保全するため、屋外広告物の表示制限区域の対象路線を新たに追加しようとするものです。詳細につきましては、後ほど、事務局の方から説明申し上げますので、専門的知識を有する委員皆様方から幅広いご意見を賜りますよう、お願い申しあげまして、ま

ことに簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

会 長： ありがとうございます。濱田市長は次の公務のため、ここで退席させていただきます。

<市長退席>

会 長： それでは続きまして、本日は、景観審議会委員として新たに委嘱させていただきました方もいらっしゃいます。改めて各委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思っております。事務局の方からご紹介をお願いします。

事務局： 事務局を務めております都市創造部長の梅本です。よろしくお願いいたします。それでは、ご紹介させていただきます。

まず、本審議会の会長をお願いしております。久隆浩委員でございます。／どうぞよろしくお願いいたします。

次の方からは、五十音順でご紹介申し上げます。

本審議会の会長代理をお願いしております。亀田健二委員でございます。／よろしくお願いいたします。

このたび、新たに委員となりました北建夫委員でございます。／北でございます。よろしくお願いいたします。

都解浩一郎委員でございます。／都解でございます。よろしくお願いいたします。

富田栄次委員でございます。／富田です。どうぞよろしくお願いいたします。

長谷川健委員でございます。／長谷川です。よろしくお願いいたします。

藤本英子委員でございます。／藤本です。どうぞよろしくお願いいたします。

安田演之委員でございます。／安田です。どうぞよろしくお願いいたします。

山下淳委員でございます。／山下です。よろしくお願いいたします。

なお、石井智子委員、加我宏之委員、橋寺知子委員からは、欠席とのご連絡をいただいております。

以上で委員の皆様のご紹介を終わらせていただきます。引き続きまして、本日出席しております行政側職員を紹介させていただきます。

都市創造部参事の北口でございます。／北口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

都市づくり推進課長の長谷川でございます。／長谷川です。よろしくお願いいたします。

その他関係職員が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

会 長： ありがとうございます。本日の出席委員数は9名でございます。委員総数12名の過半数の出席がございますので、本審議会規則第3条第2項の規定によりまして、本日の審議会は成立いたしております。

次に、傍聴についてです。傍聴希望者はいらっしゃいますか。

事務局： 傍聴希望の方はいらっしゃいません。

会 長： それでは、次第 2 の諮問案件でございます。高槻市屋外広告物条例施行規則の一部改正について、でございます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局： それでは、事務局の方から案件につきまして説明をさせていただきます。それでは、事前にお配りしております諮問書と諮問案件の資料の 2 冊をご用意いただき、まずは諮問書をご覧ください。本日、諮問させていただきます案件名は「高槻市屋外広告物条例施行規則の一部改正について」とし、具体的には、「新名神高速道路等の供用に係る表示方法の制限区域の追加」でございます。

表紙をめくっていただいた次のページは、市から本審議会への諮問文となっております。本案件につきましては、高槻市屋外広告物条例第 36 条の規定により、本審議会に諮問するものでございます。

ここで、諮問書の内容に入る前に、諮問案件についての経緯、内容等につきましてご説明いたしますので、お手元の諮問案件の資料をご覧ください。資料の表紙をめくっていただいた 1 ページ目をご覧ください。

「1 屋外広告物の規制」についてです。本市では、屋外広告物について、「良好な景観の形成・風致の維持」と「公衆に対する危害防止」を目的として、法令に基づき必要な規制を行っています。

次の「2 規制概要」ですが、大きくは規制区域と規制物件という考え方があり、このうち規制区域に表示制限区域があります。この表示制限区域とは、屋外広告物の表示方法を制限する区域で、幹線道路・鉄道の沿道 500 メートルまでの区域において、非自家用広告物を禁止するなどの制限をしています。

次にページをめくっていただきまして、2 ページ目をお願いします。「3 新名神高速道路等の整備」として、現在、新名神高速道路の高槻・神戸間が平成 28 年度末の開通に向け整備されており、併せて本市の新たな玄関口となるインターチェンジの開設が予定されています。

また、このアクセス道路として高槻東道路、市道原成合線、都市計画道路南平台日吉台線などの関連道路の整備も進められています。これらの沿道区域には、高質な山並み景観が広がっており、市の玄関口として良好な車窓景観の確保が求められる一方で、野立て看板等の屋外広告物の掲出が予想されます。しかし、道路沿道で屋外広告物の適正な掲出を誘導する表示制限区域は、これら路線に対応しておりません。そのため、次のページより、このような地域環境の変化への対応について検討を行いました。

3 ページ目をご覧ください。「4 新たな道路整備に伴う景観形成に関する基本的な考え方」についてです。まず、従来の表示方法の制限区域の考え方ですが、本市が中核市となる平成 15 年までは、大阪府が主要な幹線的路線を対象に、「表示方法の制限」を行っていました。本市としては、中核市に移行し、屋外広告物条例を制定した際には、府条例の規制を継承した「表示方法の制限」を行ってきました。次に近年の取組と変化について、平成 16 年に景観法が制定されたことで、高槻市は景観行政団体となり、平成 21 年 3 月に景観基本計画等を定め、より本市の特性に相応しい景観形成を推進していくことといたしました。そこで、新たな道路整備にお

ける表示方法の制限区域の考え方として、景観行政団体である高槻市として、新たな道路整備にあわせて高質な沿道景観を保全すべく、従来の方針に加えて、地域特性を鑑みながら、屋外広告物の適切な掲出を誘導する、といたします。

次に「5 表示方法の制限区域について」です。まず(1)の現在の表示方法の制限区域について、本市では、屋外広告物条例第 8 条第 2 項第 3 号などに基づき、幹線道路等の沿線において表示方法の制限区域を設けています。現在、指定している路線は、名神高速道路、東海道新幹線などの計 7 路線で、各路線から 500 メートル未満の区域で、主に非自家用広告物に対して表示方法を制限しています。

次の 4 ページ目をご覧ください。表示方法の制限区域の概要をまとめた表となっています。制限内容は、大きくは区域の区分として、用途地域による区分を行うほか、路線の区分、対象が非自家用広告物、自家用広告物かによっても異なります。例えば、重点制限区域では、自家用広告物について、屋上広告物の高さを通常の高さの 3 分の 2 から 3 分の 1 とするなど制限を厳しくしております。また、一般制限区域の路線 1. では、非自家用広告物は掲出できないとしています。

続きまして、次の 5 ページ目をご覧ください。(2)今後の考え方としまして、本市では、すでに条例に基づき表示方法の制限を行っていることから、上述の新たな道路整備に併せて規則第 7 条の 2 を改正し、対象となる路線を追加します。次に「6 新名神高速道路等の整備に伴う表示方法の制限について」をご説明します。(1)対象路線と区域については、現在整備が進められている下図の区域を対象とし、制限の必要性を検討いたしました。

ページをめくっていただいて、6 ページ目をお願いします。(2)検討結果としまして、前述の路線について、8 ページの別表に検討した結果を示しておりますが、その内容を簡潔に示したこの 6 ページの表及び次の 7 ページの表について、前方のスクリーンを用いてご説明しますのでご覧ください。

まず、本市にはすでに名神高速道路が存在していますが、これに北東から新名神高速道路が接続します。また、各関連道路につきましては、インターチェンジに接続する様に整備されています。それでは、A の新名神高速道路からご紹介します。図上ではこちら、高槻第 2 ジャンクションとなる区間の写真をご覧ください。こちらは、ジャンクションの上空北側から見た写真です。画面左下から続いている道路が新名神高速道路で、田園区間を通り名神高速道路に接続する予定です。

また図上ではこちら、山間部の写真をご覧ください。山間部を新名神高速道路の橋脚が立ち並んでいます。豊かな自然の中を通るといことが分かります。このように、広域幹線的な道路であり、沿道の山並み景観の保全の必要性が非常に高いことから、制限の必要性はありとしました。

次に図上ではこちら、B 府道伏見柳谷高槻線のうちインターチェンジ交差点から北側の区画をご紹介します。沿道はこのように豊かな田園風景が広がっております。このように、インターチェンジから市北部に向かう路線で、山間部や田園区間等沿道は豊かな自然景観を形成しており、景観の保全の必要性が高いことから、制限の必要性はありとしました。

次に図上ではこちら、C のインターチェンジ交差点から南下する区間をご紹介します。沿道からはこのように、山並みが眺望できるようになっています。このように、本市の玄関口とし

て良好な景観を保全する必要性が高いことから、制限の必要性はありとしました。

次に図上ではこちら、D のさらに南下した区間をご紹介します。こちらの沿道は、このようにすでに市街化が進み、店舗などが並んでいます。このように、すでに市街地の景観が形成されており、新たな屋外広告物の掲出による影響は少ないことから、制限の必要性はなしとしました。

次に図上ではこちら、E のインターチェンジ交差点から料金所の区間をご紹介します。こちらは現在工事中区間の上空写真となります。画面赤色の線が対象区間です。山並みが眺望できる区間を通る道路となります。このように、本市の玄関口として良好な景観を保全する必要性が高いことから、制限の必要性はありとしました。

次に図上ではこちら、F のいわゆる高槻東道路の区間をご紹介します。写真左側を名神高速道路が通り、画面右側が山となっています。また、図上ではこちらの区間ですが、名神高速道路、JR、阪急の上空を通過し、国道 171 号に接続します。このように、インターチェンジから山際を通りつつ国道に連絡する主要な幹線道路であり、山並み景観の保全の必要性が高いことから、制限の必要性はありとしました。

次に図上ではこちら、G 市道原成合線をご紹介します。画面中央で整備されている道路で、田園区画を通る道路となります。また、図上ではこちらの区間ですが、府道枚方亀岡線に接続する区間からはこのように山並みが眺望できます。このように、インターチェンジから市北部に向かう玄関口に位置する路線で、山間部や田園区間等沿道は豊かな自然景観を形成しており、景観の保全の必要性が高いことから、制限の必要性はありとしています。

次に図上ではこちら、H 都市計画道路南平台日吉台線をご紹介します。こちらの沿道は、山並みを背景にした住宅地の景観が形成されています。このように、インターチェンジから市西部に向かう新たな路線で、沿道は落ち着いた住宅地景観を形成しているため、景観の保全の必要性が高いことから、制限の必要性はありとしています。

次に図上ではこちら、I 都市計画道路十三高槻線をご紹介します。こちらの写真は、計画道路上から撮影したもので、沿道は田園が広がっています。このように、道路予定地周辺は豊かな田園風景が中心となっており、景観の保全の必要性が高いことから、制限の必要性はありとしています。なお、I の都市計画道路十三高槻線については、事業が 2 期に分かれており、1 期区間を今回の規則改正の対象とし、2 期区間については、事業進捗から判断して、適切な時期に規則改正により区間を延伸するものとします。

以上の検討を踏まえまして、表示方法の制限の対象路線及び内容は、A の新名神高速道路は、4 ページでご説明しました表 1 の路線 1. の表示方法の制限とします。BCEF の府道伏見柳谷高槻線、G の市道原成合線、H の都市計画道路南平台日吉台線、I の都市計画道路十三高槻線は、表 1 の路線 2. の表示方法の制限とします。

次に今回の規則改正により表示方法の制限区域がどのように変化するかですが、現在の表示方法の制限区域はこのようになっています。そこで、今回の規則改正により、このように主に非自家用広告物に対する規制区域が拡大されることとなります。

以上でスクリーンを用いての説明を終わります。

それでは、資料に戻っていただきまして、次に「7 今後のスケジュール」です。本審議会にてご意見をいただいたあと、平成 28 年 3 月に規則の改正を行い、平成 28 年 4 月に改正した規

則を施行しようとする予定でございます。

以上が諮問案件資料のご説明となります。

それでは諮問書のご説明に戻ります。諮問書の表紙を 2 枚めくっていただいた、諮問の理由書をご覧ください。平成 28 年度末に新名神高速道路等の供用開始を踏まえ、高質な山並み景観の保全及び良好な車窓景観の確保を目的に、これら道路の沿道を表示方法の制限区域として追加するものとしています。次のページは、改正により表示方法の制限区域に追加する路線でございます。表示方法の制限を規定する高槻市屋外広告物条例施行規則第 7 条の 2 第 1 項第 2 号別表第 3 及び同条第 2 項に次の路線を加えようとするものです。ここで、次のページをご覧ください。追加しようとするのは、次の 5 路線の各区間です。

(1)近畿自動車道名古屋神戸線、いわゆる新名神高速道路です。その他、(2)府道伏見柳谷高槻線、(3)市道原成合線、(4)都市計画道路南平台日吉台線、(5)都市計画道路十三高槻線としております。

続きまして、次のページは、改正条文の新旧対照でございます。規則第 7 条の 2 第 2 項の改正案でございます。次のページは同条第 1 項第 2 号別表第 3 の改正案でございます。以上で、諮問案件の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長： ありがとうございます。今の事務局からの説明について、ご意見のある方はお願いします。

A 委員： 確認みたいなことになりましたが、今現在規制されているのが、路線 1 で名神高速道路、東海道新幹線、路線 2 の方で国道 171、170 号、府道の大阪高槻線、JR、阪急となっていますが、このインターチェンジ周りの地道というかそういう所を路線 2 と同じようなウエイトで規制対象にする。その辺の基本的な考え方と言うか、そういうのがあれば教えて頂きたい。

事務局： こちらにつきましては、資料 3 ページの所に、少しこれまでの経過も含めて書かせて頂いているところでございます。ご説明申し上げましたが、元々大阪府が主要な幹線道路について規制していたところに対して、市が景観行政団体になり、より本市の景観にふさわしいということで、もう少し積極的に道路の沿道景観について考えていきたいという考え方をこの度打ち出させていただいています。その中で特にインターチェンジ周辺というのは、市外から色々な方が来られたときにまず目にする区間であるということもありまして、慎重に検討させていただいたということでございます。道路の規格的な部分で申し上げますと、新名神高速道路は高速道路なので名神と同程度、あるいはそれ以上の規格の道路、高槻東道路については往復で 2 車線の道路、その他も基本 2 車線の道路ということになっていますが、比較的高槻東道路は高速道路に準じた形でかなり速達性の高い道路として整備されることで、こちらの方はかなりアクセスには重宝される多くの方が通られる路線と思っています。南平台日吉線と伏見柳谷高槻線の南の方の区間につきましては、そこまでの規格ではないと考えておりますけれども、基本はインターチェンジのアクセス、市内からのアクセスの中心と見込まれている多くの方が通られる路線ということもありますので、これまでの路線に比べたら少し路線の位置付け的な部分は落ちるかなと思いますけれども、道路としては 2 車線で両側に歩道を付けまして、きっち

り 18 メートル程度で整備していきますので道路そのものの規格は高くなっていくというのも踏まえまして、こういう形で一定規制をかけていきたいというふうに考えているところでございます。

A 委員： いま説明いただいた規格とかいうのも一つあると思いますが、基本的に名神とか新幹線は 500 メートル未満の部分の規制が厳しくなってくると思いますけれども、その中に特にインターチェンジ部分も含めてその規制に収まっているのではないかというような気がするのですが、それ以外、細街路というか生活道路的な所にまでその規制をかけていく必要があるのかどうか、ちょっと素人目からは思うところなのですが。

事務局： 今の表示方法の制限の区域というのは、基本的にその道路を使っている方から見える区間、見える面の広告について制限するということになってございまして、区域的には先程の図で見て頂いたように含まれる部分もあるのですが、個別の路線という形で見た場合ですね、例えば直行するような場合でしたら、名神からは見えるけれども、こちらからは見えない。あるいはこちらから見えるけれども、名神からは見えない、そういうケースもございまして路線としてはそれぞれに設定していく必要があるというのがこの表示方法の制限区域の考え方になっていきますので、今回このような個別に各路線を制限させていただいて、この路線から見える、そういった広告物について一定ルールを少し厳しいものにしていきたいという主旨でございまして。

A 委員： もちろん総論的には何も反対することはないのですけれども、例えば山間部ですか、山並の景観を守ろうということであれば、柳谷の方に行く路線も当然今回入っていますけれども、さらに例えば山間部に入って行くもっと先の方の道路、今現在山並みがあるような所そういう既存の道路、既設の道路にまでそういうような規制をかけていってもいいのではないかと、もしもそれがメインの目的であれば、今回インターチェンジが出来るからそこを手始めにというのであれば、それはそれで一定の理解ができますけどね。

事務局： おっしゃるとおり、もう少し前向きに、積極的にいくのであれば、例えば市街化調整区域全部とかという考え方も当然あるかと思うのですが、やはり既存の屋外広告物条例というものもあった中で、今回は新たに道路を整備してその沿道という所に少し着眼点を置かして頂いているというのが、実際のところでございます。それであれば既存不適格というのはほとんどでないであろうということで、今出されている方にあまり迷惑をかけない範囲で、これから良い景観を守っていきたいという主旨で今回のような形になっています。例えば京都市とか芦屋市のように、非常に積極的に屋外広告物に対して考えていくという取組もあるのですが、高槻はやはりベッドタウンで色々な方が住んでおられ、色々な商業活動が行われているという街の特性もありますので、そこまで踏み込んだことをするのは少しよろしくないのではないかと、ただ一方で特にインターチェンジの出入り口というのは非常に目立つところで、今回新たに整備がされますので、それを契機にそこだけは頑張って守っていこうという意味合いが少し強くなっています。

A 委員： 将来的にはそういう方向もあるかもしれないということですね。

事務局： 例えば芦屋とか京都のようなまちなみをもって高槻がこれから厳しい地域間競争の中を生き残っていくという方針・方向を出せば、当然そういうことも考えていかなければいけないと思っていますが、まだちょっとそこまでには至っていないのかなということでのこのような形にさせて頂いております。

会 長： 先程もご説明ございましたように路線の格付けよりも、場所の格付けですよね。名神そして新名神から広域で自動車利用して来られた方の玄関口である。一番初めに高槻の景観と接する部分という非常に重要なポイントとしてしっかりと景観を誘導したいということですね。それともう一つは、やはりこれだけの広域幹線道路の接続点が出てくるわけですから、かなりの景観的变化が予想されて、その変化を上手く誘導するために早めに手を打っておくという意味合いも非常に強いのではないかなと思いますので、そのあたりも含めてまた今後それぞれの場所の格や、先ほど A 委員がおっしゃったように、それぞれ何を守っていくのかによって、より細やかな誘導が図れるような今後も検討をしていただければ幸いかなと思います。他いなかでしょうか。

B 委員： 今回の D の路線ですけれども、ここに関しては従来通り今のままでいいということになっておりますけれども、今の制限でいくとどういう位置付けになっていて、もし制限すると 5 件の不適格がでるからという配慮をなぜされたのかをお伺いしたいのですが。

事務局： 今の制限につきましては、諮問案件の資料の方の 1 ページに規制概要ということで書かせていただいておりますけれども、この中の例えば一低専に接する部分については当然禁止でありますし、禁止物件とか、表示制限物件がある部分についてはそうなっていると、通常程度の規制がかかっているというふうにご理解いただければいいのかなと思います。既存不適格という物件というのが、5 件というふうに今のところは確認してございまして、基本的にはやはり交通量が少し多い路線になっておりますので、そういう所の非自家用広告物が出ているということでございます。

B 委員： その 5 件はすべて非自家用広告物ですか。

事務局： 非自家用です。

B 委員： その他はちゃんと届出の出た物になっているのですか。写真を見せて頂くといくつか大きなものがあつたと思うのですが。

事務局： 出ている物も出ていない物もあるのですが、ここで 5 件と書いているのは届出が出ているもので、もし規制をしたらそういう非自家用ということで引っかかってくるのが 5 件という主旨でございます。

B 委員： そういうことなのですね。ということは現場には実際には届出していない違法のものも存在するわけですね。

事務局： 今回お諮りしている場所だけではなくて、各市さん同様だと思うのですが実際許可を受けて頂いてない物件は確かに存在しております。この 5 件は届出が出ているもので、非自家用になるので、もし規制するようなことになれば 5 件の既存不適格が生じてくるという主旨でございます。

B 委員： ここの分析でいくと、ここの沿道であり特にインターチェンジ周辺というエリアに位置付けられているのですよね。

それを考えると、今、市街化しているからもういいって言う話ではないのかなと思うところがあるのですが、今あるからこそ、更にこういうチャンスじゃないと言えないのではないかと、いうところも思うのですが。

事務局： 既に今現在指定しています合計 7 路線の中でも、国道 171 号、170 号について制限区域にしているのですが、その部分についても、もうすでに市街化されている部分については適用除外という規定をしていましたので、今回もそれにならって市街化されている部分につきましては、除外させていただくという考えにいたっております。

B 委員： F も市街化された所は除外になるのですか。

事務局： ここは全て市街化調整区域を通ってくる所になりますので、既存の建築物とかそういうのもほとんど建ってない場所になります。F はどちらかというと山並の中、山際を通って最後は非常に高い所から国道 171 号に接続するという形になっていまして、現況、山並の中あるいは基本田園の中を走って 171 号に接続しますので、ほぼそういった非自家用の広告物は出ない路線でございます。

会 長： はい、よろしいでしょうか。景観的な観点からすると出来るだけ広告物は出してほしくないということですが、一方で掲出の必要性はあるので今許可を得て出しておられるというところがありますよね。どこまでその辺りをそのバランス中に許容していくのかという話の中で、今の事務局判断というのは、そこまでそう厳しくことを言わなくてもその景観的な許容の中で認められるであろうという判断だと思いますので、いかかでしょうか、よろしいですか。

A 委員： 広告物等の規制を路線ごとにやっておられるのですが、例えばインターチェンジのその周辺、近辺で景観規制区域みたいなものをかけてその中で規制をしていく、そういう議論はないのですか。例えば駅前なんかでやっていますよね。それは建築物も含めての規制にはなりませんけれども。

事務局： いわゆる景観重点地区という考え方で、高槻市の場合 JR 高槻駅の北東地区周辺、北東地区のエリアをおっしゃって頂いたように建築物のデザインについてはこういうふうにあるべきだとか、あるいは屋外広告物は原則的には非自家用は掲出しないようにしましょうというふうな、その地区をより高質な景観に位置付ける、ルールづけるための特別な地区を設定するというのをやっております。こちらの地区、特に北東地区では、その地権者の方々の理解と合意があって、彼らの申し出によって地区設定が出来てきたという経過がございます。しかし、新名神のこちらの周辺、特にインターチェンジ側につきましては、なかなかそこまでの地権者合意というのが今のところ得られてないということもありますので、現段階で行政がそこまで積極的に景観重点地区をかけていくというのは少ししんどいかなというふうに考えてございます。ただ、今我々都市づくり推進課の方が中心になって新名神の高槻インターチェンジ周辺のまちづくりということで、特にインターチェンジの周辺というのは、色々な業者の方から言うと非常に交通利便性が高く、しかも、ここは調整区域なので非常に好きなことをされてしまう可能性がある、地域の方々と一緒になって土地利用を考えませんかという取組をさせていただいております。その中で、地域としては営農というものもあるけれども、少し都市的な土地利用も考えられないかということで、もう少し積極的に事業化に向けた色々な検討をされていっています。そういう中でそういう方向性、いわゆる都市的な土地利用をやっていく方向性が固まれば、その景観というものやはり重要な要素になってきますので、そういった段階で、また北東地区と同じような景観重点地区というのを考えていく必要があるのかなというふうに我々としては思っております。そういう段階で建物も含めて広告物も含めて良い景観づくりが出来るように、我々としても誘導していきたいなと思っておりますので、その折はこういう場でお諮りさせていただきますので、色々ご指導いただければと思います。

A 委員： それと先程もちよっと言ったのですが、現在その場所周辺の用途地域はどうなっているのかということが知りたかったのですが、今の規制の内容というのは路線とそれから用途地域とで区域分けがされていますよね。逆に言うと用途地域をもう少しきついという言い方かどうかはわかりませんが、そういう方向にもって行って、規制をかけていくというのも一つ方法はあるのではないかという気がするのですが。

会長： ちょっと整理をしておきたいと思うことはですね。その建物なり土地利用によって景観を形成していくという姿勢と、今回の場合はその屋外広告物が掲出されることによっていわゆる沿道景観がどうなっていくかという観点というのは、ちょっとそのタイプが違うと思います。ですから先ほど事務局がおっしゃったように、その建物とか土地利用によって景観をつくりだしていく、あるいは保全していく観点はもう少し沿道の土地利用計画がしっかりと定まった段階で地区計画なりその景観の形成地区という形で押さえて行こうじゃないかという 2 段階で、まずその第一段階として今回は、沿道景観を保全していくという意味合いにおいて路線指定をして掲出を制限していくという、こういう整理なのかなと思います。先ほどからのご指摘というのは次の段階でまた土地利用がみえてくる段階で、先程もお話の中でありましたように一定地権者の方々と話し合いながらルール化をしていくというようなことで整理できるのかなと思います。

C 委員： 今、会長がおっしゃいましたように、沿道景観すなわち新名神のインターチェンジが出来ての沿道景観を主に今回諮問するという形ですので、その辺の土地利用とかその他都市景観の形成とかそういうものは、先程会長が言われていましたその次のステップになるうとは思いますが、インターチェンジそのものがオープンでして、新名神から見える区間、もう新名神の中を走っていますと、多分外から見えない構造になるのではないかと思います。ですから問題は新名神の入口、高槻市の表玄関ですね、ここに出てきてそれからの空間ですね、特に山間とか原とかそれから東道路沿いのあの辺の保全をこれからどういうふうにして守っていくかという前提とこれをどうやっていくかというのが今回のお話の分かなと思っております。関連しましてお聞きしたいのは、その後八幡に抜けますね。その所はその次のステップになりますか。

事務局： 現在、新名神高速道路の神戸高槻間の方をネクスコが整備しています。目標としたら平成 29 年の春には開通していきたいという目標があって、その後高槻八幡間につきましては平成 35 年を目標にこれから整備していくという話がございます。この高槻八幡間につきましては、非常に高い所を高架あるいはトンネルで抜けていくという構造になっている所でございます、その辺から見える車窓の景観等についてちょっとどう考えていくのかというのは、もう少し今後色々考えていきたいなと思ってございます。で、そういう意味で今は 29 年 3 月前後に供用していくような路線を中心に今回の規定についてお諮りさせていただいているというところでございます。おっしゃっていただいたように新名神の残された区間については、またそのタイミングが来た段階でこういう場でお諮りする必要があるとお諮りさせていただきたいなと思っております。

D 委員： 今回追加するという事については、これまでのご意見があったように、私としては適切なのだらうと思っているのですが、ただ今回の検討にあたってこの 4 ページの資料の方でいえば、制限区域の制限内容それ自体、そこまで踏み込んだ検討は、とりあえずまだしていないと理解でよろしいですか。別の言い方をすると、こういう形で今 171 号とか 170 号の一部とか規制やっているけど、あれって今回追加もされるけれど、制限内容としてはこんなものかなという評価をしているということなんでしょうかというご質問なのですが。

事務局： 従前からこういう形でやっております、高槻という街の特性ですね。やはりお住まいの方が 36 万人おられる、商業がそれなりに盛んであるといったところからいくと、バランスとしてはそれなりに適正じゃないかと。これをどこまでどう強めていくのかということは、やはり色々な長期的な議論があるのかなと思ってございまして、今回はちょっとそこまでは時期尚早なのかなということで、既存の路線、しかもこれから整備される路線であって、あまり今の既存の広告物に影響の出ない範囲できっちり今後考えて抑えるべきところは押さえていきたいという主旨で改正させていただきたいと思ってございます。

E 委員： 業界として、非常にシビアなご意見が多いのですが、確かに私ども利害が一番からむ立場なので、基本的に地域のことを決められるのは住民の方なので、我々どんどん自分のことだけ発言するのはいかなものかなと思うのですが、ただそこにクライアントのニーズがやは

りあるということもちょっとご承知いただきたいと思います。B委員も絡んでおられるのですが、京都市なんか今回ものすごくきつい、昨年ですね20%近く河原町なんか通っていただいたら分るのですが、屋外広告物がかなりなくなってですね、ある人は非常にすっきりしたという方もおられますし、中にはえらい暗くなったなという方もおられるのですが、いずれにしても、次に何がおこっているかという、特定屋内広告物ということで結局ビルの中から、ショーウィンドーというか、そういう広告物の一つの展開というか、規制強化がまた検討されているのですが、そういうことで、今日お伺いするときに、一応今回はこの地域だけのお話ということで受けたまわっていたのですけれど、次の展開までおっしゃられるとは正直思わなかったのですが、まあ確かにそれもあるなという感じで、もし規制を強化されるのであれば、やはり京都のときは正直失敗だったと思います。やはり業界ともう少ししっかり準備期間を設けて頂いたら、もうトップダウンできましたから、我々の立場というのもありますので、そこはちょっと我々もある程度しょうがないなというような時間をかけていただいて是非進めていただきたいなと思います。ぜひよろしくをお願いします。

事務局： こういう場を設けていただいておりますので、そういう議論をきっちりして頂いた上で高槻の景観がどうあるべきか、こういうところできっちり業界の方も理解いただいて、今後方向性を出していくべきと考えておりますので、次の段階に進む際には当然今おっしゃっていただいたようなこともきっちり議論しながらいきたいと思います。よろしくをお願いします。

会 長： 先程も申しあげましたように、やはり掲出の必要性もございますので、そのあたりのバランスをどこでとっていくかということかと思っておりますので、今回非自家用広告物は、原則出せないけれども、自家用広告物については一定の規模のものは掲出できることがございますので、そのあたりのバランスの中でのご判断かなと思っております。

F委員： 私自身、この新名神が29年3月に控えて、沿道景観を保全するというので、1年前から規制をやっていかれるという事情があるのかなという感覚です。高槻東道路だとか東海道とか上牧から山の手とか、色々と錯綜しているのですが、今回市道も萩之庄梶原線とか関連道路として整備されているのですが、そのあたりは検討としてあがってこなかったのですか。

事務局： おっしゃるとおり新名神関連道路、萩之庄梶原線などがあるのですが、こちら、今回はどちらかという、新名神のインターチェンジに直接アクセスする路線という視点でルートの方は決めさせていただいております。ただ、結果的に萩之庄梶原線については、JRなり阪急なりの沿線区間からの指定に入ってくる部分かと思っておりますので、結果的には大丈夫ではないかなという風に思っているところでございます。

会 長： はいよろしいでしょうか。それでは、様々な今後のお話につながる意見は賜りましたが、内容につきましては、ご異論ないというご判断かと思っておりますので最終採決をとらせていただきたいと思っております。諮問案件高槻市屋外広告物条例施行規則の一部改正につきましては、原案のとおり承認したいと思っておりますが、ご異論ご異議ございませんでしょうか。

〈異議なしの声〉

会 長： それでは、異議なしとのことですので、原案のとおり承認する旨答申をさせていただきますと思います。

それでは、以降報告案件でございますが、報告案件について事務局の方からお願い致します。

事務局： それでは、事務局の方から報告案件といたしまして、会議次第の方に書かせていただいておりますが、4件ございますので、そちらの方の資料を今からお配りいたします。

〈資料配布〉

事務局： それでは各案件につきまして、担当の方からご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局： それでは報告案件 1 行政不服審査法の全部改正に伴う屋外広告物不許可通知書等に係る教示文の改正について、をご説明いたします。お手元の資料 1 ページ目をご覧ください。

はじめに、1 行政不服審査制度とは、行政処分に関し、国民がその見直しを求め、行政庁に不服を申し立てる手続きのことです。

つづいて、2 改正行政不服審査法の概要についてですが、公平性の向上、使いやすさの向上などの観点から、現行法を抜本的に改正した行政不服審査法が、平成 28 年度から施行されることとなりました。これにより、不服申立ての期間が、現行の「60 日」から原則「3 か月」に延長されるとともに、不服申立ての手続きについては、第三者機関によるチェック機能を追加した「審査請求」に一元化されます。

次に、3 屋外広告物の行政処分に係る不服申立ての教示としましては、2 点ございます。1 点目の屋外広告物不許可通知は、屋外広告物の表示等に係る許可申請を許可しない場合に通知するもので、屋外広告物条例施行規則の様式第 7 号に、「この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、高槻市長に対して異議申立てをすることができる」旨の教示文を記載しております。

2 点目の屋外広告業登録拒否通知は、登録申請書に虚偽の記載があるときなどに、その登録を拒否し通知するものでございます。こちらも、同規則の様式第 19 号に、先ほどと同様の教示文が記載されております。

以上のことから、平成 28 年 4 月に予定される行政不服審査法の施行にあわせて、屋外広告物条例施行規則を改正し、教示文を改める必要があります。内容につきましては、次ページの 4 教示文の新旧対照表にお示ししております。右側の現行、「この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、高槻市長に対して異議申立てをすることができます。」の文言中、60 日以内を 3 ヶ月以内へ、異議申立てを審査請求へと改正しようとするものです。また、教示文後半に記載がございます「ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消の訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に提起しなければなりません」の文言中、異議申立てを審査請求へ、決定を裁決へと改

正しようとするものです。

5 改正による影響としましては、屋外広告物不許可通知では、これまで不許可処分の事例はなく、また、屋外広告業登録拒否通知につきましても、屋外広告業者等に与える影響は小さいと考えています。

最後に、6 今後の予定としましては、平成 28 年 1 月に屋外広告物条例施行規則を改正し、平成 28 年 4 月に施行することとしております。

以上で報告案件 1 の説明を終わります。よろしくお願いたします。

会 長： ありがとうございます。何かご質問等ございますか。よろしゅうございますか。まあ、法改正にともなう文言の修正でございますので、よろしくお願いたします。それでは、続きまして報告案件 2 よろしくお願いたします。

事務局： それでは続きまして、報告案件 2 電気事業法の一部改正に伴う高槻市景観規則の改正について、をご説明いたします。お手元の資料 1 ページ目をご覧ください。

1 電気事業法改正の概要についてですが、電気事業に係る制度の抜本的な改革に係る措置として、電気事業法等の一部を改正する法律が平成 26 年 6 月に公布され、平成 28 年 4 月に施行されることとなりました。この一部改正により、電気事業類型が見直され、具体的には、現行の法第 2 条第 1 項第 10 号電気事業者及び同項第 12 号卸供給事業者の区別が廃止され、改正後は、同項第 17 号電気事業者として新たに定義されることとなります。

次に、2 高槻市景観条例における工作物の定義についてご説明いたします。工作物の定義としましては、景観条例に、「土地又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち、建築物並びに広告物及び広告物を掲出する物件以外のもので規則で定めるものをいう。」と規定しています。また、工作物の範囲としまして、景観規則に「柱その他これらに類するもの」を、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する電気事業者及び同項第 12 号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。）と規定しています。つづいて、資料 2 ページ目をご覧ください。

以上のことから、平成 28 年 4 月に予定される、電気事業法等の一部を改正する法律の施行にあわせて、景観規則を改正し、工作物の範囲に係る文言を改める必要がございます。

3 景観規則の新旧対照表をご覧ください。規則第 2 条第 2 号中、現行の第 10 号及び第 12 号で規定していた文言を第 17 号と改め、それに伴い、文中の文言も一部改正するものです。

最後に、今後の予定としましては、平成 28 年 3 月に景観規則を改正し、平成 28 年 4 月に施行することとしております。

以上で報告案件 2 の説明を終わります。よろしくお願いたします。

会 長： ありがとうございます。何かご質問等ございますか。よろしゅうございますか。

事務局： それでは、報告案件 3 平成 27 年度の景観・屋外広告物行政について、前方のスクリーンを用いまして、ご報告させていただきます。

まず、「1 景観の取組の概要」につきまして、大きく 3 項目についてご報告いたします。

「1-1 大規模建築物等の事前協議及び届出審査」では、景観法に基づき良好な景観形成の誘導を行っており、平成 26 年度は計 50 件、平成 27 年度は、10 月末現在で、合計 20 件でございます。

続いて、「1-2 景観意識の普及啓発」ですが、平成 27 年度の取組の特徴としまして、1 点目に、高槻東部地域という特定の地域にスポットをあて、複数の取組を実施することとし、対象エリアの魅力を余すことなく市民に発信することとしております。特徴の 2 点目としまして、地元の五領地区連合自治会と協働して取組を進めることで、内容の充実を図ったほか、地域が景観施策に関わることで、景観への理解や地域への愛着をさらに深めることとしました。

普及啓発の取組の 1 つ目の、高槻市都市緑化フェアでは、自治会が募集された景観写真展や地域紹介動画の放映のほか、当該エリアに関連の深い、鶴殿のヨシ原や新名神高速道路事業の紹介など、上牧・五領エリアを見て、触れて、知る企画を実施しました。なお、来場者の感想としまして、「全く知らなかった高槻の良いところを知ることができた」などといった声もいただいております。

普及啓発の取組の二つ目として、「高槻ええとこクイズラリー上牧・五領エリア編」については、本日お配りしておりますリーフレットのマップを手に、自然スポットなどを巡り、その場所にちなんだクイズに挑戦することを通じて、良好な景観に親しんでいただこうとするものです。今回は五領地区連合自治会の方々に、クイズの題材となるスポットなどをご助言いただいております。既に参加された方からは、「初めて鶴殿のヨシ原を見て感動しました」などの声をいただいております。

また、地域イベントと連携した PR も実施しており、「仲秋月見会」では、参加者にクイズラリーのリーフレットを直接配布し、「上牧親子カーニバル」では、解答ハガキ持参者に、地元企業提供の特別プレゼントを進呈する企画を行いました。

次に「1-3 新名神高速道路等の景観」ですが、本日、諮問案件でお配りいたしましたパンフレットにもお示ししています通り、八幡—高槻間事業は、延長約 10.7 キロメートル、多様な景観特性を有する高槻市域を、橋梁およびトンネルで通過する計画とし、平成 35 年度の完成予定となっています。

「新名神高速道路の橋梁等に関する景観アドバイザー会議」は、枚方・高槻市域で整備される橋梁等の色彩などについて助言を得ることを目的として、本年 8 月 12 日に設立されたものです。構成員のうち、アドバイザーのうち 2 名は本景観審議会委員でもあります、久委員と藤本委員とされています。第 1 回会議は 8 月 12 日に開催され、会議の設立趣旨などについて報告が行われました。今後もこの会議につきましては、本審議会にて適宜ご報告させていただきます。

続きまして、「2 屋外広告物の取組の概要」につきまして、大きく 3 項目について、順にご説明いたします。

まず、「2-1 屋外広告物の許可」につきまして、平成 26 年度に 330 件となり、今年度も 300 件を超える許可件数を見込んでおります。

つぎに、昨年度本審議会にて審議いただきました、「屋外広告物ガイドライン」に基づく指導・助言の状況ですが、こちら薬局店の事例では、当初赤色部分は彩度 17 を計画されていましたが、

ガイドラインに基づく指導を行った結果、彩度 9 へと変更されました。こちらも薬局の事例でございますが、本市ガイドラインを十分理解された設計者が、出来るだけ目立つデザインを希望されるクライアントと協議を行われ、壁面広告物の面積を抑えるとともに、色彩についても彩度 10 以下に配慮された事例です。

次に、二つ目の簡易除却でございます。これは、電柱等に違法に掲出された貼り紙・貼り札等を除却することで、良好な景観を保全しようとするもので、平成 26 年度は、1,423 枚を除却しました。

次に、「2・3 周知・啓発」につきましては、昨年度末に発生した看板落下による重大な事故により、屋外広告物の安全確保に関する取組が重要となっております。まず、この落下事故の概要についてですが、本年 2 月、札幌市で、地上約 15 メートルの高さから、老朽化した看板の一部が歩行者の頭上に落下し、意識不明の重体となる事故が発生したものです。この事故を受け、屋外広告物の安全に関する 3 つの取組を実施しております。

1 点目は、国土交通省からの通知に基づき、設置後 10 年以上経過する屋外広告物を対象に、緊急安全点検を実施し、安全対策を行われたものが 3 件ありました。

次に、屋外広告物の安全に関する日常的な取組としまして、継続手続きの通知文や「屋外広告物のてびき」に安全点検や補修に関する文言を追記し、周知に努めております。最後に 9 月に実施しました「広告物への気くばりで、安全・安心なまちづくり」啓発キャンペーンにつきましては、国が定める屋外広告物適正化旬間の取組として、屋外広告物の適正管理の意識向上と安全点検の促進を図ることを目的に、本日ご出席いただいております富田委員が理事長を務められます大阪屋外広告美術協同組合様との官民協働で実施しました。具体的取組では、高槻商工会議所の会報誌を利用し、本日資料としてお配りしておりますチラシの配布や、本市ホームページに関連記事を掲載したほか、富田地域の駅周辺の店舗等へ直接訪問し、チラシを用いた啓発活動及び目視点検に基づく助言を実施したものです。この目視点検により、店主等に直接助言した事例としまして、破損や老朽化、内部の腐食が懸念される事例があり、日々看板の設置や点検等の実務に携わる業界団体の視点から助言できたことは、説得力があり、大変効果的であったと感じています。

最後に、「3 今後の取組」として、大きく 3 点を考えております。

まず、1 点目としまして、景観意識の継続的な普及啓発を行ってまいります。具体的には、今年度の取組でご協力いただいた上牧・五領地区で、地域の景観の良さを再認識していただく出前講座を開催するなどの取組を予定しております。

2 点目に、屋外広告物ガイドラインを活用した良好な景観形成の誘導として、クライアントと直接的に関わる設計者を対象とした研修を開催するなど、更なる周知・啓発に努めて参りたいと考えております。

最後に、屋外広告物の法令周知および適正管理に向けた意識啓発としまして、本日ご審議いただきました、施行規則の改正について、周知・啓発などを行って参ります。

以上で、平成 27 年度の景観・屋外広告物行政についての報告を終わります。

会長： ありがとうございます。いかかでございますでしょうか。何かご質問ご意見ございますか。いかかでしょうか。

届出アドバイスは、件数をご報告頂きましたけれども、今のところはあまり問題もなくできているという理解でよろしいでしょうか。

事務局： 安全点検でしょうか。

会 長： いえ、大規模建築物の事前協議と届出について

事務局： はい、特に問題等は発生しておりません。

A 委員： 景観意識の啓発のところで、上牧・五領エリアでやられていますね。どれくらいの参加人数があったのですか。

事務局： クイズラリーにつきましては、まだ 11 月 30 日まで開催しておりますので、今現在 500 人をこえている参加です。

A 委員： パンフレットはどのくらい配布されたのでしょうか。

事務局： パンフレットの配布は 11,600 部配布しております。

A 委員： 今までのその他のイベントの参加者というのは、その辺はどうですか。

事務局： 緑化フェアについては、フェア全体で 4,000 人弱の参加者があったと聞いているのですが、都市づくりのブースにこられた方というのは集計できておりません。

A 委員： これを皆さんに周知するのは、ホームページとかそういうところで案内されているのか、その地区での連絡網等でやられているのですか。

事務局： 今回、上牧・五領地区連合自治会の方々から協力的なバックアップを頂きまして、今回は各自治会の回覧板であるとか、掲示板のほうに積極的に掲示して頂いていますので、地域の方々は皆さんどこかでご覧いただいているかと思えます。

A 委員： 何か面白そうなことをやっても、それが聞いてなかったとか、後であったりしますので、そういうことがないようにしていただければいいかと思えます。

会 長： 引き続き今年度もやられますので、そのあたり頑張ってくださいと思います。

B 委員： 関連ですけども、学校連携はできてはいないのですか。
PTA さんとか。

事務局： 今回、上牧親子カーニバルというものを 11 月 7 日に開催したのですが、そちらはこの地区の特に上牧小学校の PTA の方が中心になって行われるイベントでして、そちらでは学校との連携はさせて頂いております。あと今回クイズラリーのリーフレットについても、上牧・五領エリア周辺の公立小学校・中学校と、私立の中学校にも配布はさせて頂いております。

B 委員： 屋外広告物の業界団体さんとの連携も非常に良いことだと思いますので、どんどん進めて頂きたいと思うのですが、違法のカウントっていうのは、実際にはされているのですか。

事務局： 届出の許可を受けていない分でしょうか。

実際には、そこまでまだ手が回っていない状態です。数は平成 15 年の調査から進んでいない状態です。今後も許可申請促進の取組は重要であるというのは重々分かっていますので、今後それに取り組んでいこうとしているところでございます。

B 委員： 業界団体さんと一緒に言わせていただくと、やはりまじめな団体に参加されている方々は真面目に出されているのに、そうじゃないところで事故が起こったら全てが悪いように思われるということがありますので是非、力を入れて頂きたいと思います。

事務局： おっしゃる部分、そこは特にさらに力を入れたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

会 長： ずばり言わせていただくと、先程の屋外広告美術協同組合さんとの協働の点検というのは、いわゆる、ウィンウィンの関係ですね。これで早く直しませんかと申し上げることによって仕事に繋がるという観点もでございますので、お互いがメリットのある取組というのも、これからも他の観点でも続けて頂ければありがたいなというふうに思います。他いなかでしょうか。よろしゅうございますか。

先程、ネクスコの東側部分の景観アドバイス、私と B 委員が入らせていただいて始まりましたけれど、ちょっと私の方から 1 回目かなりシビアなことを申し上げさせて頂きまして、といいますのは、道路のいわゆる線形計画とか構造計画が定まってから、上辺のお化粧で景観配慮をしようということになってしまっているかなと思いましたが、もっとその根本的なその構造計画、その前の線形計画の時から本当は景観配慮をもっともっとやってほしいなというように思いました。具体的には今ええとこクイズラリーのところでも五領地区の地図がありますけれどもここに一番大きな池であります内ヶ池は、景観資源としても非常に重要であると高槻市が位置付けているにも関わらず、このど真ん中に橋脚が入り込んでいるわけですね。これはどうしたものでしょうかという話とか、たまたま鶴殿ヨシ原の非常に重要な部分は避けられて通っておりますので、そのあたりは OK だったのですけれど、もう少しきめ細かな景観の特性を読み込みながらの計画というのを再度検討出来る部分というのは検討して頂きたいなというお願いもさせて頂きました。

それでは、次に行かせていただいてもよろしいでしょうか。それでは報告案件 4 をお願いします。

事務局： 報告案件の最後となります、案件 4 の富田まちなみ環境整備事業についてです。前方のスクリーンを用いてご説明いたします。

1 の背景と目的として、本市では、平成 21 年に策定した「富田地区交通まちづくり基本構想」に基づき、都市基盤整備を行うとともに、地域のまちづくり活動を支援してまいりました。

その結果、地域では、灯露まつりなどの催しを通じて地域の魅力を PR されたほか、昔ながらの趣のある建物の研究に取り組み、富田らしいまちなみを演出する建築物等のしつらえや、趣のある建物を参考に抽出したおすすり色など、これらへの配慮を通じて、富田らしいまちなみの魅力の継承を目的とした「富田地区まちなみ作法集」を作成されています。さらには、その周知を積極的に取り組まれるなど、地域の方々が主体となって様々な取組が進められ、まちづくり機運の醸成がなされつつあります。

また、「まちなみ」で良いと感じるものについて、「まちなみ作法集」をもとにした意識調査の結果、「板塀」、「壁の焼き杉板」、「塗り壁」、「木製の建具」等、建物のしつらえに関する項目が特に向上しておりました。

このような状況を踏まえ、建築物等の修景や、地域が主体となったまちづくり活動に要する費用の一部を補助する「富田まちなみ環境整備事業」を本市としても創設し、良好な景観形成による地域の魅力向上、交流人口の増加、地域住民の愛着心の向上を支えようとするものです。

この事業の概要ですが、一つ目の建築物等の修景助成では、対象経路を鉄道駅と歴史資源を結ぶ経路とし、対象者は、この対象経路に面する建築物等の修景を行う所有者等としています。内容としては、対象経路に面する部分について行う、修景基準に基づく工事に要する費用の一部を助成するもので、助成率は 10 分の 5 以内としています。

次に修景基準の内容ですが、基本事項として、高槻市景観計画に定める景観形成基準を遵守するとともに、富田地区まちなみ作法集を尊重し、富田らしい歴史と趣のあるまちなみの再創出を図ることとしています。

具体的には、建築物の色彩として、まちなみ作法集をもとに、色合いごとの明るさと鮮やかさの範囲を設けています。また、建築物の壁面として、木、土、漆喰などの自然素材で仕上げることを推奨しています。さらに、建築物の開口部として、木で仕上げ、その形状や格子などで造り酒屋や町家と調和を図ることとするなど、全部で 8 項目の基準を定めています。なお、限度額につきましては、建築物のうち、修景基準の全てを満たすものは 300 万円、修景基準の項目のうち、色彩とこれ以外の一つ以上の項目を満たすものは 100 万円とし、工作物は 100 万円、屋外広告物は 30 万円を限度としております。

続いて、二つ目の団体活動助成では、対象者を富田の歴史資源を活かしたまちづくりに取り組む市民団体等としています。内容としては、富田らしい歴史と趣のあるまちなみの再創出を目的とした活動に要する費用の一部を助成するもので、助成率は 10 分の 8 以内、限度額を 10 万円としています。なお、詳細は参考資料として添付しておりますパンフレットにございますので、後ほどご参照ください。

最後に、周知活動について、ご説明します。この 9 月 12 日に、富田自治会連合の自治会長等に対し、事業概要を説明したのを皮切りに、パンフレットを自治会で回覧し、市ホームページでも紹介をはじめ、9 月 30 日には、地域住民や補助対象者に対し、説明会を開催しております。説明時の主な意見につきましては、まず、「他の趣のある経路も対象経路に含めることができな

いか」については、今後の本事業の進捗などを踏まえつつ検討する旨を回答しております。

また、「まちづくり活動には費用と期間を要するが、十分に対応できるのか」については、団体活動助成は、他の事例を参考に、助成率、限度額などを設定している旨を回答しております。本市としましては、富田らしい歴史と趣のあるまちなみの再創出に向け、今後も地域の方々と意見交換を重ねながら、事業やまちづくりに対する理解と協力を得られるよう、取り組んでいく予定としております。

以上で報告案件4の説明を終わります。

会 長： ありがとうございます。ご質問ご意見等ございますか。

C 委員： 富田の都市景観・街づくり、富田にとっては前から懸案事項であったと聞いています。富田そのものが高槻市に合併してそれ以前ですね、やはり非常に歴史的なものも含めての良さだという認識も聞いております。そこでまちづくりの関係での修景助成ということで質問を、ページは3ページでございます。おおいに結構かと思えます。これは実施なさっておられますか、これからですか。

事務局： こちらのほうは今年度から実施しております。が、まだ申請のほうは頂いておりません。

C 委員： 最後の4ページにそういうことでの周知処置として9月になってその辺の説明を地区の方にしたということですね。

事務局： この事業自体は6月の補正で事業費がついておりますので、それ以後はパンフレットの作成をさせて頂いて地域の方へのご説明をさせていただいたところでございます。

C 委員： 3ページの分の沿道の周辺ということでございます。限度額は300万ということでございます。当然、古い街並みということですので下に参考図、よく分かるように、瓦を葺き替えて面格子にして、そして木建も入れるというそういう形成でございます。古い街並み、今の現行法、建基法との関係がセットでございますので、多分この地区は準防が掛かっていると思うのですが、準防の関係でのその辺のクリアですね、私もそれは、古いまちなみと建基法との関係は相容れないところもございましてまあそのところはどちらかといったら、私らは個人的にはある程度緩和処置もとは思いますが、行政はそれではいきませんからね。後は耐震性の関係ですね。その辺が補助金を交付する時に果たしてどうなのかという、行政としてのジレンマに陥る1つでございます。その辺のところのクリアが街並みを保全した時に下のイメージ図、その辺の整合性ですね、それをいかに図っていくかということがちょっと気になっているところでございます。とにかく懸案事項でもございますから、阪急さん JR さん含めての動線関係、街並みとのセットでございますので是非頑張ってくださいと思います。

B 委員： 今の認定を決められる判断はどのような時どのような風に認定されるのですか。

事務局： 今のところ市の方で判断させていただきますが、建築物等につきましてはパンフレットの一番後ろにございますように、事前協議をお願いしております。建物等は先程も申されたように準防火に対応したうえで基準をどう満たしていくかなど、一緒に市の担当者も考えながら、どうしたら一番いい物にできるか考えさせて頂きたいと考えております。事業が進捗しましたら、これによって進んだ建物等を実際に地域の方にご紹介させて頂いて、その中でもっとこの制度を良くするためにどうしたらいいかということについて、地域の方々と共有してまいりたいと考えているところでございます。

B 委員： 補助は年間予算なので、早い者勝ちになるのですか。

事務局： 建物等につきましては、この機会を逃すと次の機会というのはなかなか巡ってこないと思っております。その為にも事前の相談を早く頂きまして、財政面でもできるだけ対応出来るようにしていきたいと考えているところでございます。ただ、やはり限度がございますので、その辺で今年じゃなくて来年でお願いがきくのかというところはございます。ただ、団体助成につきましては、一定の上限を設けてやっていきたいと考えているところでございます。

A 委員： それに絡んでなんですが、一応、今年あるいは来年はその年度ごとに予算がついてくるということですが、この制度についてはそれ以降も続けていくというように考えておられるのですか。

事務局： この制度のご説明を議会等で申し上げる際には、まちなみづくりは 50 年 100 年のスパンで考えていかなければならないものだと考えていると申し上げております。

A 委員： 心配したのは、たとえば年度が限られてくるとその先に更新していくときも同じように良好な景観が守られていくのかというのはありますから、できるだけ継続してやっていただきたいと思います。

会 長： できるだけ継続的に続けていただければなと思います。かつてまちなみ環境整備事業が使われたところはだいたい 10 年で終わってしまいますので、11 年目以上はどうするのかという話になりがちなのですが、そのあたりは単費でがんばって下さいということで申し上げておりますのでそのあたりを頑張って頂くと、あの年間 5 件修景がなされましたら、10 年間で 50 件の修景ができますのでね、50 件修景されますとそれなりの街並みが戻って来ますのでそういう長いスパンで考えていただくとありがたいなと思います。他いなかでしょうか。

ちょっとこれは、これからの話になると思うですけれども、私も色んなところで歴史的なまちなみ整備、もう 30 年近くお手伝いしてまして、やはりこういう修景だけでは済まない問題がございます。具体的には高齢化が進むなかで空き家が発生していくということですね。その空き家をいかに活用していくか、その修景のお金だけではなくて、継続的にお金が担保出来るような形で活用していくのが非常に重要ななと思っております。先週たまたま久しぶりに富田林で意見交換させてもらったのですが、富田林も今、有限的に事業組合、いわゆる LP が

立ち上がっていきまして、いわゆる空き家活用、民間側が積極的にやったださっていきまして、すでに 30 件の空き家活用が出来ております。富田も歩かせてもらう機会があるのですが、何件かカフェ等の活用がありますので、そういう空き家をお金になるような形での活用を上手く組み合わせて頂くというのも、今後修景事業プラスアルファがないと、なかなかお金を使って外側だけを直すことだけでは済まない機会もでてくるかなと思います。

それからこの 300 万円限度というのが本当にメリットがあるのかというのはなかなか悩ましい問題で、1,000 万円以上修景にかかるという事例もありますので、そのあたりがいわゆるインセンティブになるのかどうか微妙な額かなと思います。富田林は豪商と言われる方々が多くて、非常に立派なお屋敷が多いのですが、その中で一番立派な住宅が、今屋根がガタガタになっていましてトタンがかかっているのですが、お話を聞くと屋根のやり替えで 4 億円かかるということをおっしゃっていきまして、そのお金は重要文化財指定をして頂いて、文科省から 10 分の 9 の予算をいただかないとなかなか難しいなと思っておられたところですので、そのあたり今後進んでいくと 300 万円では心もとない額かなということもでてくるかなと思います。まずは、手を挙げて下さっているところから一つ一つ成果を見せていくことが重要かなと思いますし、それから奈良県内でも民間、地元住民の方々が空き家活用なんかを NPO を作って進めていく事例が増えていっておりますので、何でもかんでも行政が引っ張っていくのではなくて、地元の方々も自ら手を動かし頑張ってもらえるような誘導を是非ともやって頂ければ嬉しいなと思います。

今後私も非常に楽しみにさせていただいて、ようやく始まったなというところがございますので、5 年経てば先程も申しあげましたがそれなりのまちなみがもう一度復元されるのではないかなと楽しみにしております。

それでは、以上予定しておりました案件全て終了させていただきますが、全体的に何か皆様の方からございますか。よろしゅうございますか。それでは、これで終了させていただきたいと思っております。事務局の方から何かございますか。

事務局： 本日は長時間にわたるご審議、さらには数々の貴重なご意見を賜り、まことにありがとうございました。諮問案件については原案で答申をいただくことになりましたので、今後事務局におきまして、規則改正等の手続きを進めていきたいと考えております。本日はありがとうございました。

会長： ありがとうございます。それでは、本日の審議会を終わらせていただきます。